

千歳市建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程

平成3年3月29日
訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、千歳市が発注する建設工事、設計業務等（以下「工事等」という。）を制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による一般競争入札をいう。以下同じ。）、指名競争入札又は随意契約に付そうとする場合における請負業者の指名等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名委員会)

第2条 制限付一般競争入札の対象とする建設工事に関する事項、工事等を指名競争入札に付する場合の請負業者の指名及び随意契約の方法による場合の請負業者の選定を審議するため、千歳市建設工事請負業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）を設置する。

(業務)

第3条 指名委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 制限付一般競争入札の対象とする建設工事の選定及び当該工事の入札参加資格要件に関すること。
- (2) 設計金額が2千万円以上の工事等に係る請負業者の指名又は選定に関すること。ただし、特に必要があると認められる場合は設計金額2千万円未満の工事等について審議することができる。

(組織)

第4条 指名委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員は、企画部長、総務部長、総務部次長、産業振興部長及び建設部長をもって充てる。

(職務)

第5条 委員長は、指名委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 指名委員会は、必要の都度開催する。

- 2 指名委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 指名委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによ

る。

(請負業者の指名)

第7条 請負業者の指名又は選定を行う場合は、別表に定める指名基準に基づき格付名簿に登載された者の中から指名又は選定しなければならない。

(庶務)

第8条 指名委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(適用除外)

第9条 この訓令は、災害の応急工事等で、特に緊急を要するものについては適用しない。

(委員長への委任)

第10条 この訓令の定めるもののほか、指名委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成3年3月29日から施行する。

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月 日から施行する。

別表（第7条関係）

指 名 基 準

- 1 請負業者を指名又は選定するときは、次項から第5項までの規程に該当する場合を除き千歳市建設工事請負業者資格審査基準に関する規程（平成3年3月29日訓令第2号）第8条に規定する格付名簿により当該工事の契約予定金額の区分に応じその区分に対応する格付等級に属する業者の中から指名又は選定するものとする。
- 2 特に必要があると認める場合は、当該工事の契約予定金額の区分に対応する格付等級の上位2位及び直近下位の格付等級に属する業者の中から指名又は選定することができる。
- 3 契約予定金額が全体計画の一部である場合は、全体計画の契約予定金額を勘案して、上位の格付等級の業者を指名することができる。
- 4 特殊な工事又は工事の施工場所がへき地等の場合は、格付等級によることなく指名又は選定することができる。
- 5 維持修繕工事については、格付等級によることなく指名又は選定することができる。
- 6 指名又は選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 信用度
 - (2) 工事成績
 - (3) 手持工事の状況
 - (4) 当該工事に対する地理的条件
 - (5) 当該工事についての技術的適性
 - (6) 地元業者の育成